

単純な労務に雇用される職員の給料表に関する規則

平成27年 3月30日規則第42号

第1条 単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成27年条例第30号）第3条第2項の規定による職員の給料は、大阪市の例による。

第2条 この規則の施行に関し必要な事項は、事務局長が定める。

附 則

この規則は、平成27年 4月 1日から施行する。